

2004年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2004年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 裁判員制度と陪審制度に関するビデオ上映検討会
- 3 第1回特別講演会
- 4 研究者教員の実務研修
- 5 夏季合宿報告
- 6 エクスターンシップ実施報告
- 7 駒澤大学法科大学院・第一東京弁護士会共催「無料法律相談会」
- 8 第2回特別講演会
- 9 第3回特別講演会
- 10 駒澤大学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について
- 11 駒澤大学法曹研究会会則

記録作成に当たって

駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）が2004年4月1日に創立されて以来、1年が経とうとしている。法科大学院とともに駒澤大学法曹研究会も設立されたのを機に、この一年間の活動を記録するために、本誌に主な活動を簡単にまとめて公表することにする。

駒澤大学大学院法曹養成研究科長
青野 博之

2004年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

【2004年】

- 4月1日 法科大学院新入生オリエンテーション
- 4月2日 駒澤大学入学式・法科大学院入学式・大学院オリエンテーション・クラス別オリエンテーション
- 4月3日 法科大学院開校式
- 5月20日・6月4日 裁判員制度検討会・ビデオ上映会
- 5月22日 第1回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 5月29日 合同進学相談会(Wセミナー 東京本校)
- 6月20日 合同進学相談会(新宿エルタワー)
- 7月3日 合同進学相談会(新宿エルタワー)
- 7月9日 駒澤大学法科大学院学内説明会
- 7月10日 第2回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 7月19日 合同進学相談会(池袋サンシャインシティ)
合同進学相談会(河合塾ライセンススクール池袋校)
- 7月24日 奈良道博先生特別講演会「法曹を目指す皆さんへ」
- 7月31日 合同進学相談会(伊藤塾東京校(渋谷))
- 8月6日～8日 夏合宿(本学富浦セミナーハウス)
- 9月1日～15日 エクスターンシップ
- 10月16日～12月11日 合格者プレ講座
- 10月31日 無料法律相談会
- 11月30日 松森宏先生特別講演会「新人事訴訟法のポイント―離婚訴訟手続きが変わった―」
- 12月4日 第3回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 12月5日 合同進学相談会・体験ロースクール公開模擬授業(新宿NSビル)
- 12月13日 合同進学相談会(LECリーガルマインド 池袋本校)

【2005年】

- 1月27日 佐久間弘道先生特別講演会「民法の現代語化について」

裁判員制度と陪審制度に関するビデオ上映検討会

- 1 日時 第1回 平成16年5月20日（木）第3講時
第2回 平成16年6月4日（金）第3講時
- 2 場所 法科大学院棟302パソコン教室
- 3 目的 ①司法改革関連法案の一つである裁判員制度についての認識の深化
②裁判員制度に関する憲法学的および刑事訴訟法的検討
③憲法・刑事訴訟法・刑法・民法学者などの多面的な意見の交換
④学生の参加による問題点の検討
- 4 内容 ①前もって裁判員制度に関する法案の簡単な説明
②陪審制度については、「十二人の怒れる男」をみて概説
③日本に陪審制度が導入された場合の例として「十二人の優しい日本人」をみて検討
④ビデオ作成上と実際の違いについての説明
⑤陪審制度および裁判員制度に関する意見交換
- 5 対象学生 未修者コースの学生
- 6 感想

平成16年1月政府案が作成され、3月閣議決定、第159回通常国会に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」（いわゆる裁判員法）が提出された。若干の修正協議がおこなわれた後、同年5月21日に成立した。おそくとも平成21年5月までに裁判員制度は施行される。このような時事問題についても、常に注意を払ってほしいという観点から、本検討会が組まれた。

ビデオを活用したことも有意義であった上に、多くの参加者を得て、活発な議論が展開したことは、今後の法律学修への活力源になるのではないかと思われる。なお、研究者間の討論は有意義ではあったが、一方、最終的には教育的観点から妥協点を探った点で、多少の問題もみられたという意見もあった。今後の反省材料としたい。

第1回特別講演会

- 1 講師 奈良道博先生（第一東京弁護士会所属・半蔵門総合法律事務所弁護士）
- 2 演題 法曹を目指す皆さんへ
- 3 日時 平成16年7月24日15：30
- 4 場所 大学会館246 6階会議室
- 5 参加人数 約30人（主に法科大学院の学生・教職員）
- 6 内容

法科大学院が理論と実務の架橋を目指すことにその目的があることに鑑み、実務を担当する弁護士の立場から法科大学院に期待する事柄に関して、講演が行われた。学生から質問が相次ぎ、予定の時間を延長するほど、熱のこもった講演会であった。

具体的には、30年にわたる弁護士としての仕事を通じて、事案分析能力が重要であること、依頼者との関係が大切であることが、さまざまな事案を例にして、述べられた。学生・教職員ともに、法曹の心構えを理解することができる、有意義な講演会であった。

研究者教員の実務研修

- 1 日時 前期 平成16年6月～7月 研修者 4名
後期 平成16年9月～平成17年1月 研修者 6名
- 2 研修先 第一東京弁護士会所属の10弁護士事務所
エクスターンシップ担当教員が、実際に学生の研修先を見ることができ、教員と受入事務所との連携が強化されるなどの理由から、教員実務研修は、学生のエクスターンシップ研修先で行った。
- 3 目的 ①エクスターンシップ担当教員自らが、法律実務の現場を体験することにより、エクスターンシップの教育目標を明確にする。
②エクスターンシップ実施体制と実施内容をさらに一層充実させるとともに、成績評価のための基盤作りを行う。
③エクスターンシップ担当教員が、今までに培ってきた知識・理解を法律実務という観点からさらに一層進め、自己研鑽に努める機会を提供する。
- 4 内容 ①訴訟記録の閲覧
②法廷傍聴（口頭弁論、弁論準備手続、和解、証人尋問など）
③法律相談、依頼者との打ち合わせへの同席
④判例・文献調査
⑤法律事務処理など

5 感想

エクスターンシップ担当教員自らが、法律実務の現場を体験することから、まず、守秘義務についての念入りなレクチャーを実務家教員から受けた。教員実務研修は、前期・後期ともに約3～4日程度であったが、これによって実りある成果を挙げることができた。また、これは、教員が培ってきた知識・理論と実務との架け橋となった。

たとえば、教員実務研修後に提出された実施報告書によれば、研修先の担当弁護士の対応が丁寧かつ熱心であったこと、実際の訴訟記録の閲覧は研究者にとって極めて有意義であったこと、教員の専門分野に限らず各種事件に接する

ことができたこと、その他が指摘されている。他方、後期の9月は夏期休暇明けで事件が集中しているため教員実務研修は避けた方がよい、研修内容について教員と担当弁護士との綿密な調整が必要である、訴状・答弁書・準備書面等の作成に携わりたかった、といった意見も提示されている。いずれにしても、研修先の担当弁護士の先生方には大変お世話になった。ここで、改めて謝意を表したい。

夏季合宿報告

- 1 日時 平成16年8月6日～8日
- 2 場所 本学富浦セミナーハウス（千葉）
- 3 目的

夏季合宿は、本学カリキュラムの中で予定されていなかった。しかし法学の勉強を4月から本格的に始めた1年生有志が、知識をより正確にかつ深くする目的で、教員に開催することを要請し、それに教員が応じたことによって実現した。

- 4 参加者 教員3名、学生2年次生2名・1年次生19名
- 5 内容

第1日に民法物権法5時間、債権総論3時間、第2日に債権総論3時間、憲法6時間、第3日にディベート3時間という、きわめて過酷な日程であった。しかし、正規講義ではどうしても時間的制限があるために、深く検討できなかった問題をかなり集中して研究した。

また参加者もきわめて熱心に時間を気にせずに議論や質疑応答をすることができた。そのため参加した学生からは、充実していたという評価を得た。

エクスターンシップ実施報告

1 事前説明会の開催（平成16年7月24日・27日）

2年次生20名を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を2回開催した。この説明会では、エクスターンシップ担当委員の皆川教授より、研修目的、研修時期・研修事務所、研修内容などについての説明が行われた。

2 クラス担任による事前指導（8月末）

平成16年度のエクスターンシップの履修希望者は5名であり、8月上旬に、5名全員の履修が許可された。8月末に、5名の各クラス担任が事前指導を行ったうえで、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共にご挨拶に伺った。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

3 エクスターンシップの実施（9月1日～15日）

9月1日から15日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とするエクスターンシップを実施した。5名のうち、4名は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所に、1名は東京弁護士会所属の先生（駒澤大学法学部教授）の事務所に研修の受入れをお願いした。履修学生は、①訴訟記録の閲覧、②訴訟に関する争点整理表等の作成、③法廷傍聴、④法律相談などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組んだ。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受入れて下さった。

4 エクスターンシップ報告会の開催（9月28日）

来年度の履修予定者である1年次生34名を対象に、16年度のエクスターンシップ報告会を開催した。5名の履修者がそれぞれ約15分ずつ実務研修の内容を報告し、自分の感想を熱く語ったのち、1年次生からの質疑応答が行われた。5名全員が実務研修を経験して非常に大きな感銘を受け、実務法曹をめざすモチベーションが高まったようである。その熱意が1年次生にも伝わったことと思われる。

5 法科大学院検討委員会・エクスターンシップWG（第2回）開催（10月8

日)

第一東京弁護士会の上記会議に、青野研究科長と受川教授が出席した。WGの座長である五十嵐利之久先生の司会のもとに、受入れをお願いした事務所の各先生方から実務研修内容のご報告とご感想を頂戴した。先生方より、学生はいずれも真剣に実務研修を行っていたとする好意的なご感想を頂いた。

6 以下、先生方から頂いた貴重なご指摘のうち、とくに重要と思われる点を記しておこう。

- ① 法科大学院2年次生の9月の段階では起案はできない。また、研修期間が10日間と限られているため、法廷傍聴ひとつ例にとっても、線ではなく点でしか見られない。その意味で、司法修習生の研修とは内容・位置づけが異ならざるをえない。それでもエクスターンシップを実施する意義は、実務法曹をめざす学生のモチベーションを高めることにあるだろう。
- ② 同じ裁判所であっても、担当の裁判官によって、学生が弁論準備手続に立ち会える場合と立ち会えない場合とがあり、裁判所の対応が一貫していない。弁護士会としてガイドラインを作成して、裁判所と協議すべきである。
- ③ 受入れ事務所によって実務研修の内容・方法に大きな差異が生ずるのは望ましくないので、実務研修の内容等の平準化をはかったほうがよいのではないか。

7 平成16年度の反省点と来年度の実施に向けて

本年度の最大の反省点は、11もの受入れ法律事務所（第一東京弁護士会10、東京弁護士会1）を準備していただいたにもかかわらず、履修希望者が5名しかいなかったことにある。先にも述べたように、16年度は学生向けの事前説明会を7月末に開催したが、17年度は5月中に開催して、エクスターンシップを履修することの意義と効果を学生に伝えたい。17年度は、受入れをお願いした法律事務所では足りなくなるほど、学生が履修の申込をすることを期待したい。

駒澤大学法科大学院・第一東京弁護士会共催 「無料法律相談会」

- 1 日時 平成16年10月31日(日) 13:00~16:00(3時間)
- 2 場所 駒澤大学法科大学院棟
- 3 目的
 - ①駒澤大学近隣住民へのリーガル・サービスの提供
 - ②駒澤大学法科大学院の存在と活動への理解を育む
 - ③駒澤大学法科大学院の学生に法律相談の実務を見聞させ、法律学修へのモチベーションを高める
 - ④弁護士と学生との間で法律的な話し合いを行うことにより、ローヤリング、エクスターンシップ、リーガル・クリニック(2005年度開講)での学修成果を実践できる場所を提供する
- 4 担当者
 - (1) 本学実務家教員:伊藤正義特任教授・柴谷晃特任教授・佐久間弘道教授・春田博教授(4人)
 - (2) 第一東京弁護士会:島田一彦先生・武市吉生先生・野崎修先生・櫻井喜久司先生・高田享先生(5人)
- 5 広報
 - ①新聞の折り込み広告(チラシ)
 - ②法科大学院棟及び大学会館246(246号線の両側)前の立看板
 - ③法科大学院HP
- 6 相談件数 申し込み21件・法律相談20件
- 7 研修学生 26人
- 8 感想

ご参加頂いた先生のご好意により地域住民の方々には満足のいく無料法律相談会になった。また、法律相談に立会い、さまざまな指導を受けた学生は、法的な知識と法律相談という経験とを架橋する貴重な機会と体験を得たことを喜んでおり、今後の学修の糧となると確信した。今回も、第一東京弁護士会からは多大なご協力をいただいた。上記の弁護士の方々の他に、駒澤大学法科大学院が常日頃よりご指導頂いている奈良道博弁護士、業務推進課の山口忍さんが

お見えになって、全体的進行へのご助言をいただいた。ここに記して、ご協力をいただいた諸先生に心より感謝申し上げます。全体としては、十分に所期の目的を達してあまりあったと思われる。

第2回特別講演会

- 1 講師 松森宏先生(東京弁護士会所属・松森宏法律事務所弁護士・本学客員教授)
- 2 演題 新人事訴訟法のポイント～離婚訴訟手続が変わった～
- 3 日時 平成16年11月30日10:00
- 4 場所 法科大学院棟402教室
- 5 参加人数 約30人(主に法科大学院の学生・教職員)
- 6 内容

新人事訴訟法の制定に携わった弁護士の立場から、家事紛争を解決する際に必要なことは何か、さまざまな手続の優先関係、及びその特色を具体的に説明され、何度も学生を傾かせる興味深い講演であった。その中で、人事訴訟法は、民事訴訟法の特例であることに鑑み、人事訴訟法を理解することは、民事訴訟法を深く理解することにつながることを力説された。また、新しい法律を作る際の苦勞、弁護士としてどのように活躍すべきかにも触れられ、将来の法曹にとって、有意義な講演であった。

第3回特別講演会

- 1 講師 佐久間弘道先生（本学教授・東京弁護士会所属・松本丞治法律事務所
弁護士）
- 2 演題 民法の現代語化について
- 3 日時 平成17年1月27日10:00～
- 4 場所 法科大学院棟402教室
- 5 参加人数 約30人（主に法科大学院の学生・教職員）
- 6 内容

平成16年第161国会において民法が改正された。この内容は、大きく分けて2つある。

第1に、民法の現代語化である。これは、民法が私法の一般法であって、国民に分かりやすいものでなければならぬのに、改正前の民法（第1編から第3編の財産法部分）が文語体であり、現在あまり使われない漢字を用いたり、カタカナまじりで書かれていた。この改正により、民法は、口語体で、読みやすい漢字とひらがなまじりに書き直された。また、いくつかの条文について、判例通説で確定した解釈が採られている場合には、その解釈が条文に採り入れられている。第2に、保証に関する改正である。先生が執筆された「民法の現代語化について」（銀行法務21・641号4頁（2005年））を資料にして、主に第1の点について、興味深い講演があった。

駒澤大学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

駒澤大学法科大学院では、昨年4月の開講以来、本法科大学院で行われる授業の内容や授業の方法等についてその改善を図るため、様々な方策を実施してきた。以下、それらの方策について報告することとする。

1 学生に対する授業評価アンケートの実施

本法科大学院では、開講されている授業の内容およびその方法等の改善を図る目的で、各学期(セメスター)毎に、学生に対する2種類のアンケート用紙を用意し、実施している。第一のものは、1セメスター期間中に、各教員が授業の形式面、および内容面についてその時点での問題点を把握し改善を図るために数回実施するもので、その実施は、原則として、各教員の判断に任されているものである。第二のものは、各セメスターの終了時(原則として、最後の授業の1、2週間前)に、すべての科目について実施されるもので、そのアンケートの内容は、授業の形式面に関する評価、授業の内容面に関する評価、および学生の自己評価の項目からなり、項目数は、21に及ぶものである。

2 教員相互の授業の参観

本法科大学院では、授業内容およびその方法の改善には、各教員が、実際に他の教員の授業を直接参観して、その授業の優れた点(長所)、及び改善すべき点(問題点)を報告し、検討することがもっとも効果的であるとの判断から、前期および後期の各セメスターにおいて、相互に授業参観(授業見学)を行った。また、実際に授業参観できなかった教員が、他の教員の授業内容をチェックすることができるようにするために、その教員の授業をビデオ撮影するという方法もとった。

3 各FD部会の開催

本学では、公法系、民法法系、および刑事法系ごとに、授業改善を目的としたFD(ファカルティ・ディベロプメント)部会を設置している。そして、各部会の幹事が委員会を開催し、授業内容、授業方法、授業で使用する教材等について協議するとともに、各教員の授業参観の日程調整等も行っている。

4 FD 全体会議の開催

各FD部会を統括するのがFD全体会議であり、教授会の構成員全員から構成されている。ここで、各部会において提案された事項や問題点を協議するとともに、学生全体に関する教育方法の改善等が議論される。FD全体会議は、原則として、定例教授会の開催に併せて実施されるものである。

5 教員による授業改善の提案書の提出(授業評価アンケートに対するコメント)

学生に対する授業評価アンケートの結果は、集計後に当該科目を担当する教員に公開され、これに基づいて各教員は、自分の科目についてなされたアンケートの結果を分析し、問題点を検討した上で、その具体的な改善策を学生に対して提示するものとされている。

6 クラス担任会での学生との面接

本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担当するものとし、定期的に会合することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対応して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。

7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。

駒澤大学法曹研究会会則

(名称)

第1条 本会は駒澤大学法曹研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、駒澤大学法科大学院事務室に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の研究協力、法律学・法実務の研究教育及びその成果の発表を目的とする。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌等の発行
- (2) 研究会等の開催
- (3) 他の大学、学会、弁護士会及びその他の研究調査機関との交流
- (4) その他適当と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本学法科大学院の専任教員(特任教員を含む。)
- (2) 準会員 正会員で構成する評議員会の承認を得た者

(会長)

第6条 会長は本法科大学院研究科長が兼ねる。

(評議員会)

第7条 評議員会の構成及び運営は、次とおりとする。

- (1) 構成 評議員会は正会員で構成する。
- (2) 招集 会長が評議員会を招集する。
- (3) 運営 会長が評議員会の議事等を提案し、会を運営する。

(附則)

この会則は、平成17年1月19日から施行する。